

債権者集会（平成27年7月14日）のご報告

都筑区山口医院被害弁護団

山口了三氏（山口医院院長）及び漢山株式会社の破産手続きについて、平成27年7月14日、東京地方裁判所で債権者集会が開催されましたので、以下のとおり概略をご報告いたします。

1 裁判所からのお知らせ

次回の債権者集会は、平成27年11月2日（月）午後2時から

場所は、東京地方裁判所民事第20部（家裁・簡裁・地裁合同庁舎の建物）5階債権者集会場1、です

2 破産管財人からの主な報告項目

- (1) 前回集会から今回集会までの管財業務
- (2) 債権調査（追加届出分）、財産調査の報告
- (3) 今後の管財業務

3 管財人からの報告内容

- (1) 前回集会から今回集会までの管財業務
 - ・債権回収（若干）
 - ・医師賠償責任保険の保険金請求について医師会からの回答待ち
 - ・自己点検中の診療報酬について破産債権化しないことの報告
 - ・親族への不正な資産流出や隠匿等の事実は見当たらなかった
 - ・山口個人がその場しのぎで一部患者への返金を行ったこと（口止めあり）の報告
- (2) 財産・収支の報告
- (3) 財団の債務についての報告
 - ・一般破産債権（患者以外）については金額確定、山口個人約6533万円、漢山3476万円
（※漢山に対する一般債権者は山口個人の財団のみ）
 - ・患者の破産債権については約5億1504万円を認めている
認めなかった債権のうち16名が約4015万円の査定を申し立てて債権確定手続に移っている
 - ・追加の債権届出が30件約773万円提出されている
認否をこの期日までに通知しているので不服ある場合には査定申立をとる必要がある

(4) 免責について

- ・ 山口個人の免責不許可事由の存否についての意見は留保，検討中

(5) 今後の管財業務

- ・ 財産の換価（主に医師賠償責任保険の保険金請求）
- ・ 債権確定手続
- ・ 配当手続
- ・ 免責についての意見申述
- ・ 法人税等確定申告

4 質疑応答（管財人からの回答）

- ・ カルテの写しを郵送してもらったが，電子カルテ分が含まれていない，開示されないのか
捜査機関から返還されたのは紙カルテのみである，電子カルテとされるものも紙カルテの記載がコンピューター上に記録されたものであり，紙カルテと同じ内容である
- ・ 漢山の役員には，蘇を山口医師に紹介した山口医師の兄がいるのではないかと，その役員の責任は追及しないのか
そういう関係にいる兄がいることは把握しているが破産手続きの中で責任追及は考えていない
- ・ 中間配当の予定があるか
医師賠償責任保険の処理次第だが，次回期日までに，中間配当になるか最後配当になるか，または引き続き様子見になるか決断する予定

5 弁護団の考える今後の課題

これまでと同様，以下の点について破産手続きにおいて適切に処理がなされる必要があると考える。

- (1) 事案の解明が必要であること
- (2) 損害に応じた適切な債権額が認められるべきこと
- (3) 医師賠償責任保険が適切に処理されるべきこと
- (4) 関係者の責任を明らかにして被害救済につなげるべきこと

以上